

(照会内容)

病院報告において、新型コロナウイルス感染症で入院した患者はどの病床に計上するのか。

(回答)

感染症病床に入院させるべき患者（新型コロナウイルス感染症など）については、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上すること。

患者数が許可（指定）病床数を上回る場合には、備考欄に上回った理由を記入すること。

詳細については、次頁の調査票記入例を参考にしてください。



別記様式第一(第十三条関係)

統計法に基づく国の一般統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



政府統計

病院

都道府県名.....

施設名.....

保健所名.....

所在地.....

※ 保健所符号

※ 整理番号

区分	在院患者数	月末在院患者数
総数		

精神病床	(1)								
感染症病床	(2)								
結核病床	(3)								
療養病床	(4)								
一般病床	(5)								

区分	在院患者数	月末在院患者数	新入院患者数	同一医療機関内の介護療養病床以外(他の種別の病床を含む。)の病床から移された患者数	退院患者数	同一医療機関内の介護療養病床以外(他の種別の病床を含む。)の病床へ移された患者数	月末日末病床数
介護療養病床							
外来患者延							

患者数が許可病床数を上回った場合は、備考欄に理由を記載する。(例2は、感染症病床のない医療機関で、患者を受け入れた場合の例。)

新型コロナウイルス感染症の患者は、「感染症病床」に計上してください。

(具体例)

- 報告対象である当該医療機関には、許可された感染症病床があるが、一般病床等の感染症病床以外(注)でも受け入れている場合
- 報告対象である当該医療機関には、許可された感染症病床はなく、一般病床等の感染症病床以外(注)で受け入れている場合

(注) 医療法第27条により使用許可を受けた病床の範囲に限る。

月分

備考

例1：感染症病床に新型コロナウイルス患者を受け入れているため、患者数が許可病床数を上回っている。

例2：新型コロナウイルス感染症対応のため

注：1 ※印は保健所で記入すること。

2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。

3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関して「介護療養病床」(6)欄に記入すること。